

「京都府総合的危機管理指針」

平成19年 3月

京 都 府

目 次

I 総 則

1	目 的	1
2	定 義	1
3	対象機関	1
4	危機管理の基本方針	2
5	個別の危機事象に対する計画等との関係	2
6	安心・安全を総括する副知事の責務	2
7	危機管理監の責務	2
8	各部局等の長の責務	2
9	職員の心構え	2
10	京都府危機管理調整会議の設置	3
11	危機管理責任者等	3
12	専門家等の活用	4
13	危機発生時の体制	4

II 事 前 対 策

14	未然防止対策	5
15	事業継続対策	5
16	情報連絡体制の整備	5
17	初動体制の確立	5
18	情報の収集・分析	6
19	職員の危機管理能力の向上	6
20	府民への啓発	6
21	訓練の実施と体制の点検	6
22	資機材等の確保	7
23	関係機関等との連携強化	7
24	個別計画等の作成	7

III 応 急 対 策

25	情報の収集・伝達と管理	8
26	広報活動	9
27	応急対策の実施	9

28	応急対策の記録	10
----	---------	----

IV 事後対策

29	安全性の確認・終息宣言	11
30	被災者等への支援	11
31	再発防止策の検討・実施及び対処の検証	11

I 総 則

1 目 的

この指針は、京都府の危機管理の基本的な考え方を定め、危機管理体制を強化するとともに、総合的な危機管理対策を推進することにより、安心・安全な京都府づくりに資することを目的とする。

2 定 義

(1) 危 機

本指針における「危機」とは、以下のいずれかに該当する案件とする。

①府民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害・事件・事故

(例：自然災害、重大事故、重大事件、武力攻撃事態等、テロなど)

②府民の安心・安全な生活に重大な影響を及ぼす事案

(例：感染症の蔓延、重大な環境汚染、個人情報流出、子供を対象とした事件など)

③府民の安心・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、府として情報収集又は対応が必要な事案で、知事が特に必要と認めるもの

(2) 危機管理

本指針における「危機管理」とは、危機の予測・予知、危機の未然防止・回避や被害の軽減などの「事前対策」「危機発生時の対応」「再発防止・復旧対策」までを含めた一連の活動をいう。

(3) 関係機関

本指針における「関係機関」とは、国、他の都道府県、市町村、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体など、府が適切に危機管理を行うため、連携協力する必要がある機関・団体をいう。

3 対象機関

(1) この指針の対象となる機関は、本庁各部局、各広域振興局、議会事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局（以下「各部局等」という。）とする。

(2) 府警察本部については、危機の発生時の状況、対応などの情報の共有等必要に応じて協力を求める。

(3) 広域振興局管内に所在する地域機関については、所属する部局及び広域振興局と連携し、危機管理を行う。

4 危機管理の基本方針

府は、以下の方針をもとに、危機管理を推進する。

- (1) 府民の生命、身体、財産を守ることを最優先に対応する。
- (2) 危機の兆候を的確に察知し、迅速に情報を報告・連絡し、的確な対応を実施する。
- (3) 府民、関係機関と連携・協力し、全庁（関係部局等）をあげて対応する。

5 個別の危機事象に対する計画等との関係

本指針は、危機管理に関する基本となる事項を定めたものであり、個別の危機事象に対する計画、マニュアル等（以下「個別計画等」という。）が定められた危機事象が発生した場合、それら個別計画等に基づき対応する。

なお、個別計画等が定められていない危機事象が発生した場合や個別計画等の対応では十分な対応が困難な場合、本指針に基づき、対応する。

6 安心・安全を総括する副知事の責務

安心・安全を総括する副知事（以下「安心・安全総括副知事」という）は、知事の指示に基づき、危機管理監及び関係部局長等を指揮して、府の危機管理を推進する。

7 危機管理監の責務

危機管理監は、知事の下に府全体の危機管理を総括し、平素から、全庁的な危機管理体制の充実強化に努めるとともに、所管部局が不明な危機や全庁的な対応が必要な危機が発生した場合には、関係部局や関係機関と連携して必要な対策を実施する。

8 各部局等の長の責務

各部局等の長は、所管業務に関係する危機に備え、平素から危機管理体制の構築に努めるとともに、所管業務に関する危機事象が発生した場合、危機管理監及び関係部局、関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

9 職員の心構え

職員は、平素から起こりうる危機の洗い出し、その未然防止策や対応策の検討を行うなど危機管理の視点をもって業務を行うものとする。

また、危機の情報を入手した際は、速やかに上司へ報告を行い、組織としての情報共有に努める。

10 京都府危機管理調整会議の設置

府の全庁的な危機管理を推進するとともに、危機管理に関する総合的な連絡及び調整を図るため、危機管理監を委員長とし、各部局等の次長等を委員とする京都府危機管理調整会議（以下「危機管理調整会議」という）を設置する。

危機管理調整会議には、各部局の総務主幹等を幹事とする幹事会において、危機管理に関する連絡調整等を行う。

▶ 危機管理調整会議の主な役割

平常時の役割

- ▷ 情報収集
- ▷ 情報伝達・連絡体制の整備の推進
- ▷ 所管業務に関する危機に対する個別計画等の作成・点検等の推進
- ▷ 部局等内における訓練、研修等の実施の推進

緊急時の役割

- ▷ 情報収集及び情報の管理、提供
- ▷ 危機管理監及び部局との連絡、調整
- ▷ 部局内職員の動員（個別計画等が無い場合等）
- ▷ 初動対応の調整（体制構築の調整等）

11 危機管理責任者等

（1）危機管理責任者

各部局等に、危機管理責任者（危機管理調整会議の委員）及び部局危機管理推進者（危機管理調整会議の幹事）を置き、各部局等における危機管理体制の強化に取り組むものとする。

（2）所属危機管理推進者等

各所属に、所属危機管理推進者（各所属長）及び所属危機管理担当者（副室長、係長から所属長が指名）を置き、各所属における危機管理体制の強化に取り組むものとする。

12 専門家等の活用

各部局等は、必要に応じ、関係機関や専門家等からなる委員会等を設置し、危機の未然防止策や対応策、応急対策、再発防止策の検討や検証・評価にあたり、専門的な視点に立った意見を聴取する。

13 危機発生時の体制

(1) 対策本部等体制

危機が発生した場合、その特性及び被害状況に応じ、下記の体制をとる。

なお、全庁的な体制をとる場合、危機管理監、関係部局等の長が安心・安全総括副知事と調整した意見を元に、知事が決定する。

体制	責任者	対応	対応案件
対策本部等体制	知事	全庁対応	被害、社会的影響が特に大きい案件、又は、被害等が広域に拡大するおそれのある案件
警戒本部体制	知事 副知事	関係部局 対応	大きな被害の発生又は拡大のおそれのある案件
対策会議体制	副知事 危機管理監	関係部局 対応	被害、社会的影響が大きい案件、又は、被害等が広域に拡大するおそれのある案件（所管が不明な事案を含む）
部局等対策会議体制	部局長	特定部局 対応	所管部局による対応で終息が可能な案件
地方対策本部体制	広域振興局長	広域振興 局対応	被害地域も限定され、広域振興局による対応で終息が可能な案件
情報連絡体制	危機管理監	関係課 対応	今後の推移によって大きな被害等が発生するおそれがあり、府として情報の収集、関係機関との連絡調整を行うべき案件

(2) 対策支部等

対策本部等の地方組織として、被災地において応急対策等を実施する必要があるときは、広域振興局長を支部長とする対策支部を設置する。

対策支部の設置・閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長の判断により、本部長の承認を得て決定する。

(3) 現地対策本部

被災地と対策本部等との連絡調整及び機動的かつ迅速に応急対策等を実施するため、特に必要があるときは、現地対策本部を設置する。

(4) 対策本部等事務局体制

対策本部等を設置した場合、危機管理監付、消防・防災室職員、非常時専任職員及び各部局対策本部事務局要員等で構成する事務局体制を確立し、総括班、広報班等の必要な班を設け、円滑な対応を行うものとする。

Ⅱ 事前対策

14 未然防止対策

危機管理において、危機の発生を未然に防止することが何より重要である。このため、各部局等は、所管業務に係る危機について、平素から注意を払い、必要に応じて情報収集に努めるとともに、府外等で発生した危機についても府への派生や府での発生など最悪の事態を想定し必要な対策を講じておくものとする。

また、各部局等は、所管する事務事業の執行方法等について、危機管理の観点から、見直し・改善を行い、危機を発生させない行政システムの確立に努めるものとする。

15 事業継続対策

危機が発生した場合、府は全庁をあげて危機対応にあたることとなるが、府の行う事務事業には、府民生活の安定から中断することができないものもある。こうしたことから、各部局等は、平素から所管する事務事業について、継続するもの、中断できるものの整理を行い、危機の状況に応じ継続すべき業務の優先順位を定め、府民生活に支障が生じないように努めるものとする。

16 情報連絡体制の整備

(1) 危機管理緊急連絡網

危機管理監は、各部局等の危機管理担当職員等の電話番号、メールアドレス等を記載した危機管理緊急連絡網を作成・配布するとともに、休日・夜間等にも対応できる全庁及び関係機関との情報連絡・収集体制を整備する。

(2) 各部局等緊急連絡網

各部局等は、地域機関も含めた主要職員の危機管理緊急連絡網を作成・配布するとともに、休日・夜間にも対応できる部局内及び関係部局、関係機関との情報連絡体制を整備する。

また、知事、副知事及び危機管理監等への報告方法をあらかじめ定めておくものとする。

17 初動体制の確立

(1) 危機管理監等の緊急体制

危機管理監、防災監及び危機管理監付、消防室、防災室の管理職員は、迅速な初動対応を実施するため、直ちに府庁に参集できる体制を確保するとともに、危機管理監付、消防室、防災室の職員は、常に連絡が取れる体制をとる。

(2) 休日・夜間の宿日直体制

危機管理監付、消防室、防災室の職員及び総務部の係長級以上の職員並びに本庁各部局の管理職員は、休日・夜間における危機情報の収集・連絡を行うため、宿日直を行う。

(3) 緊急時指定職員

危機発生時における初動対応の要員として、本部又は支部が設置される庁舎の近隣に居住する職員を緊急時指定職員として指定するとともに、これら職員が、速やかに業務に対応できるよう、訓練・研修等を通じて、連絡、参集、業務体制の整備を図る。

(4) 各部局等における初動体制

各部局等は、所管業務に関係する危機に対し、あらかじめ、緊急時指定職員以外の職員を緊急参集職員として定めるなど速やかな初動対応が可能な要員を確保しておくものとする。

18 情報の収集・分析・共有

各部局等は、平素から、想定される危機に関する情報の収集及び分析に努めるとともに、危機に発展するおそれがある情報を入手した場合は、直ちに危機管理監及び安心・安全総括副知事に報告する。

特に、危機の兆候段階においては、危機に至るかどうかわからず、報告すべきか判断に迷うことも想定されるが、そういう場合は、迷わず報告するものとする。

19 職員の危機管理能力の向上

危機管理監は、職員研修担当部局及び各部局等と連携して、危機管理に関する研修等を実施する。

また、各部局等は、個別計画等の実効性を高めるため、個別の危機に応じた研修等を実施し、職員の危機管理意識の向上に努める。

20 府民に対する啓発

危機管理監及び各部局等は、講演会、研修会、出前語らい、訓練等を活用し、様々な危機に対する注意喚起を行うなど府民の意識啓発に努める。

21 訓練の実施と体制の点検

危機管理監及び各部局等は、関係機関と協力して、個別計画等に即した行動がとれるよう実践的な訓練を継続して実施する。

また、訓練の実施結果等を踏まえて、危機管理体制の点検を行い、改善を要する点があれば、本指針や個別計画等の見直しを行う。

22 資機材等の確保

各部局等は、所管業務に関する危機の対応に必要な資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の備蓄、管理に努める。

また、備蓄に適さない資機材等については、関係機関との協定を締結するなど調達体制の整備に努める。

23 関係機関等との連携強化

各部局等は、平素から危機管理に関する情報交換、連絡会議の開催や訓練等を通じて、関係機関との連携の強化に努めるとともに、必要に応じ、協力体制の構築に努める。

24 個別計画等の作成

(1) 各部局等は、所管する業務に係る危機に的確かつ迅速に対処するため、想定される危機について、担当窓口、連絡体制、初動体制、事前対策、応急対策及び事後対策等について具体的に定めた個別計画等の作成に努める。

(2) 個別計画等については、危機の特性等を反映したものとし、この指針の趣旨を踏まえたものであれば、必ずしもこの指針にとらわれるものではない。

また、既に個別計画等を作成している場合は、必要に応じ、見直し等を行う。

(3) 個別計画等の作成又は見直しに当たっては、関係部局、関係機関等と十分に協議調整することとし、作成又は見直し後は、速やかに危機管理監に報告する。

(4) 個別計画等の作成又は見直しに当たっては、危機管理における広報の重要性に鑑み、「危機事象発生時の広報対応マニュアル」との整合性に留意し、広報課と調整を行う。

Ⅲ 応 急 対 策

25 情報の収集・伝達・共有

(1) 基本的考え方

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、第一報をできる限り速やかに報告する。

この場合、情報が断片的であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告することとし、第一報の報告を受ける職員は、この点に十分に留意する。

また、各部局等は、危機発生時の情報を速やかに部局長等に報告する情報連絡体制を構築する。

(2) 情報の伝達

各部局等は、危機情報を速やかに危機管理監及び安心・安全総括副知事に報告するとともに、知事に報告する。

また、何らかの事由により担当者に連絡が取れず、あらかじめ定めた情報伝達収集体制により難しい場合、上位の者に連絡を取るなど臨機応変に対応する。

(3) 情報の内容

危機発生時には、第一報をできる限り速やかに伝達することが極めて重要である。概ね次の事項を中心に情報を収集し、報告する。

- ア 危機事案の概要（時間、場所、内容等）
- イ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ウ 府、関係機関等が実施した応急措置の状況
- エ 危機の発生原因
- オ その他特に留意すべき事項

(4) 情報の共有

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、各部局等において危機管理調整会議の委員、幹事などを中心として情報の整理、分析や関係部局等との情報共有を図る。

(5) 現地での情報収集

各部局等は、必要に応じて、職員を現地に派遣し、情報収集や現地対応を行う。

(6) 情報連絡、情報共有の手段

情報の収集伝達・提供に当たっては、防災行政無線等の既存の通信設備を最大限活用する。

また、対策本部会議等の内容が速やかに各部局等において共有できるよう、衛星通信系防災情報システム等の活用を図る。

26 広報活動

(1) 府民への情報提供

- ① 危機の発生等による社会的混乱を防止し、安心・安全な府民生活を確保するため、対策本部会議等は原則として公開とするほか、危機の状況や応急対策の実施状況等について、様々な手段を活用して的確かつ迅速に府民に情報を提供する。
- ② 安否確認など府民からの多数の問い合わせが予想される場合は、必要に応じ、一元的な対応ができる窓口の設置に努めるとともに、個人情報保護に最大限留意するものとする。

(2) 報道機関への情報提供

危機管理監及び各部局等は、提供する情報の内容、発表時期及び方法等について、広報課と緊密に連携して、的確かつ迅速に記者発表又は資料提供を行うとともに、報道機関からの問い合わせ等には、予め担当者を決めておき、対応窓口の一元化を図る。

また、危機発生時の広報活動については、「危機事象発生時の広報対応マニュアル」に留意し、効果的な報道対応及び広報活動を行う。

27 応急対策の実施

- (1) 対策本部等は、必要に応じ専門家の参加のもと、対処方針、応急対策について検討を行い、その内容を決定する。応急対策は、関係機関と連携・協力し、人命救助を最優先に的確かつ迅速に実施する。

なお、応急対策の実施に当たっては、必要な情報の提供を行い、また関係機関等との連携を密にすること等により、従事する者の安全の確保に十分配慮する

① 救急救助・医療救護活動

対策本部等は、被害等の状況を把握し、救急救助や医療救護活動が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整や活動への必要な支援を行う。

② 避難・救援活動

対策本部等は、危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するために避難の必要があると認められる場合には、関係機関と連携して、的確に避難誘導を行うとともに、被災者への物資の確保等、必要な支援を行う。

③ 応援要請

対策本部等は、各種対応について、市町村からの要請等により必要と認められる場合、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請及び他府県への応援要請等を行う。

④ ボランティア活動への支援

対策本部等は、ボランティアが円滑に活動できるよう、府災害ボランティアセ

ンターをはじめ、市町村、関係機関と連携を図り、ボランティア受入等の支援を行う。

- (2) 危機対応に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者及び国内外からの観光客の安全確保等が図れるよう、広報活動はじめ応急対策等の実施に当たっては、十分に配慮を行う。

28 応急対策の記録

危機対応については、発生から終息にいたるまで、可能な限り詳細に記録にとどめるよう留意する。

IV 事後対策

29 安全性の確認・終息宣言

- (1) 対策本部等は、危機が終息に向かっている時点で、必要に応じ、関係機関や専門家と協力し、危機発生現場や周辺地域等の安全の確認を実施するとともに、応急対策等により設けた立入制限等の各種制限措置の解除等を行う。
- (2) 安全を確認した時は、記者発表等により終息宣言を行うとともに、府民に周知する。

30 被災者等への支援

(1) 心身の健康相談体制の整備

対策本部等は、市町村や関係機関と連携して、府民等からの心身の健康に関する相談に応えるなど、ケアできる体制を整備する。

(2) 環境対策の実施

対策本部等は、危機の発生が周辺環境に影響を与える可能性がある場合は、市町村や関係機関と連携して、周辺地域の大気、水質、土壌等について分析し、必要に応じて周辺地域の環境対策を実施する。

(3) 地域経済対策の実施

対策本部等は、危機の発生が地域産業や雇用など地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響等について実態把握に努め、関係機関と連携して、必要な支援措置を講ずる。

(4) 風評被害の防止・軽減

対策本部等は、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、府内外へ広報活動等を行う。

31 再発防止策の検討・実施及び対処の検証

(1) 再発防止策の検討・実施

各部局等は、危機発生の原因の究明・分析、課題の整理などを行い、再発防止策を検討し、実施する。

(2) 対処の検証

各部局等は、危機への対処に関する記録をもとに、初動対応や応急対策等について検証及び評価を行い、課題等を抽出し、改善策を検討・実施する

(3) 個別計画等の見直し

各部局等は、検証等の結果を踏まえ、必要に応じ、本指針や個別計画等の見直しを行う。